

令和7年度の三鷹市の取り組みを紹介します



「部の方針と重点管理事業」を策定しました。三鷹市の各部が7年度に重点的に取り組む事業は下記の通りです。
全文は、市HPや市立図書館、コミュニティセンターで閲覧できるほか、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターで配布します。

問企画経営課 ☎0422-29-9031

各部の重点管理事業

企画部

- ①戦後80年平和事業の実施
- ②寄贈物件を活用した「森のアトリエ(仮称)」の開設
- ③歳入・歳出の総点検
- ④ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの稼働
- ⑤市ホームページのリニューアル
- ⑥「みたか地域ポイント」の推進

総務部

- ①職員力と組織力の向上に向けた取り組み
- ②『公契約条例(仮称)』の制定に向けた取り組み
- ③適正事務管理制度のさらなる推進
- ④市民センター施設の維持保全
- ⑤契約手続きのDX化に向けた電子契約の導入

防災安全部

- ①危機管理体制および地域の防災力の強化
- ②受援・応援計画の策定
- ③地域防犯力の強化
- ④ヒヤリハットシステムを活用した交通安全対策の導入
- ⑤NPO法人「Mitakaみんなの防災」との連携による小・中学校における防災教育の推進

市民部

- ①ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行
- ②窓口業務改革(BPR)の推進
- ③戸籍などへの氏名の振り仮名追加に向けた対応
- ④国民健康保険制度などの着実な運営

生活環境部

- ①2050年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギーなどの活用の研究
- ②住協活動等支援法人の設立に向けた取り組みの支援
- ③牟礼の里の緑と農の空間整備
- ④家庭用園芸用土の回収リサイクル
- ⑤三鷹産業プラザ新創業支援施設の開設

スポーツと文化部

- ①「三鷹まるごと博物館」事業の推進
- ②三鷹こ線人道橋跡ポケットスペース(仮称)の整備
- ③三鷹市史編さんの着手
- ④スポーツ施設の整備・開設
- ⑤障がい者スポーツの普及と東京2025デフリンピックバレーボールの応援

健康福祉部

- ①地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の充実と推進
- ②災害時における要支援者・要配慮者の支援体制の強化
- ③調布基地跡地福祉施設の整備および開設支援
- ④市内病院機能の維持に向けた支援
- ⑤「認知症にやさしいまち三鷹」の推進および条例の制定
- ⑥福祉Laboどんぐり山事業の充実と発展

子ども政策部

- ①『三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)』の制定に向けた取り組み
- ②子どもの居場所づくりの推進
- ③保育園における子育て支援機能の充実
- ④妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援の実施
- ⑤私立幼稚園・保育園の定期的な預かりによる子育て家庭支援

都市整備部

- ①用途地域などの見直し
- ②包括施設管理委託の導入に向けた取り組み
- ③下水道施設の長寿命化などの推進
- ④牟礼地区生活道路緊急安全対策の実施
- ⑤公園へのミスト設備の設置および水遊びができる施設の整備

都市再生部

- ①三鷹駅前地区再開発の推進
- ②国立天文台と連携したまちづくりの推進
- ③井口特設グラウンドの利活用の推進
- ④公共交通ネットワークの抜本的な見直し
- ⑤住宅施策の総合的な推進

教育部

- ①学校3部制の推進と義務教育学校の検討
- ②中原小学校の建替えに向けた取り組みと学校施設の大規模改修の推進
- ③校内別室支援員の拡充配置による長期欠席・不登校児童への支援体制の強化
- ④自閉症・情緒障がい教育支援学級の開設に向けた準備
- ⑤三鷹図書館空調設備等改修工事の実施

令和6年度 価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税世帯3万円)



問三鷹市重点支援給付金コールセンター ☎0422-29-9617(平日午前9時～午後5時)

手続きがお済みでない世帯は、期限までに手続きをお願いします。
※支給のお知らせが届いた方は手続き不要です(支給済み)。

◆対象者

①住民税均等割のみ課税世帯

基準日(6年12月13日)に三鷹市に住民登録があり、世帯全員が6年度住民税均等割のみ課税者(※)または均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯の世帯主
※定額減税前の6年度住民税所得割が非課税で均等割4,000円のみを収めている方

②①の子育て世帯

①の対象者のうち、平成18年4月2日～令和7年7月31日生まれの児童がいる世帯の世帯主(6年12月14日～7年7月31日生まれの児童の加算分は、原則手続き不要)

◆給付額(1回限り) ①3万円、②対象児童1人当たり2万円を加算

◆申請方法

◇確認書が届いた世帯

必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。インターネット申請も可能です。申請方法は同封の「ご案内」でご確認ください。

◇確認書が届いていない世帯(転入者を含む世帯など)

受給対象となる場合があります。詳細は市HPでご確認ください。

◆申請期限 7月31日(木)(消印有効)



同給付金の郵便物はこの色の封筒で届きます

定額減税補足給付金(不足額給付)

次の①、②のいずれかに該当する方へ同給付金を給付します。
詳細は決まり次第、『広報みたか』や市HPでお知らせします。

- ①6年度に実施した定額減税および定額減税補足給付金(調整給付)で、定額減税しきれなかった方や調整給付の給付額に不足が生じた方
- ②本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、令和5・6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付金(7万円・10万円)の世帯主・世帯員にも該当しなかった方など